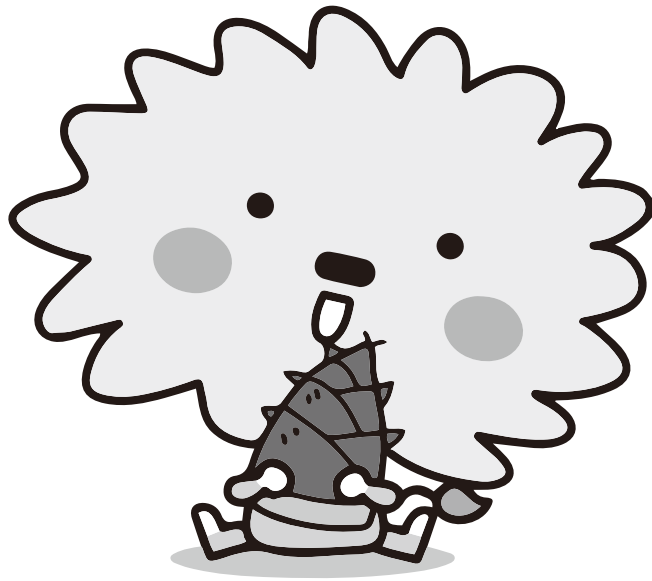


令和6年度

保育所等入所申込みのてびき



阿南市こども課

目 次

保育所とは	1
入所申込みの受付期間について	1
入所申込みができる要件	2～3
保育の必要性の認定について	4～5
入所申込みに必要なもの	6～7
保育料の負担軽減について	8
副食費について	8
保育所等入所申込書の記入上の注意	9
記入例	10
入所承諾について	11～13
令和6年度 保育所(園)・認定こども園・小規模保育事業所一覧表	14～16
広域入所について	17
保育所等の所在地	裏表紙

保育所等の入所などについての
ご相談は、各保育所等または下記へ

阿南市こども課

☎ 22-1593 FAX23-4200

Eメール : jidou@anan.i-tokushima.jp

阿南市ホームページ <http://www.city.anan.tokushima.jp>

阿南市トップ>子育て・教育>保育所等入所の申込について



保育所とは



保育所とは保護者のみなさんが、いろいろな事情のためにお子さんの保育をすることができないような状態にあるとき、保護者に代わりお子さんの健全な心身の発達を図ることを目的に保育を行う施設です。

このてびぎ中、保育所等とは、保育所（園）のほか、認定こども園（保育所部分）、小規模保育事業所が含まれます。民間の認可外保育施設については、各施設へお問い合わせください。

認定こども園短時部とは

保護者が働いている、いないに関わらず、小学校に就学する前の児童の教育・保育を一体的に行う施設です。

【対象年齢】 4～5歳児（利用年度4月1日時点の年齢）

【対象施設】 宝田こどもセンター、橘こどもセンター、新野こどもセンター、今津こどもセンター、平島こどもセンター、岩脇こどもセンター

【保育時間】 月曜日～金曜日 8時30分～14時00分
（夏・秋・冬・春の長期休暇あり）



入所申込みの受付期間について



(1) 令和6年4月1日入所の申込み

申込期間：令和5年12月1日（金）から令和5年12月8日（金）まで

受付時間：月曜日～金曜日 8時30分～17時00分

受付場所：第1希望の保育所等

入所決定：保育所等での面接後、令和6年2月下旬～同年3月中旬

(2) 令和6年度途中入所の申込受付

申込期間：入所希望する月の前月15日まで。15日が土曜日、日曜日、祝日、振替休日の場合は、直前の平日まで。

受付時間：月曜日～金曜日 8時30分～17時00分

受付場所：第1希望の保育所等又はこども課（市役所1階）

入所決定：入所希望月の前月下旬

注意事項

保育所への入所は毎月1日からとなります（月途中からの入所不可）

入所申込書の提出順に入所できるわけではありません。

令和5年12月8日（金）以降も令和6年3月15日（金）までは、4月入所の申込みができますが、令和5年12月8日までに申込みされた方を先に利用調整します。



入所申込みができる要件



保育所等へ入所申込みができるのは、次のいずれかの要件に該当する場合です。

保護者が阿南市に居住し、住民登録（外国人を含む）されている家庭で、保護者のいずれもが次の各号に該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合。

- (1) 居宅内外で1か月48時間以上就労していること（注1）。
- (2) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと（注2）。
- (3) 病気やけが又は心身の障がいをもっていること。
- (4) 同居又は長期入院等している親族を介護・看護していること。
- (5) 震災、風水害、火災又はその他の災害復旧にあたっていること。
- (6) 求職活動中であること（※入所期間は3ヶ月を限度とします）。
- (7) 就学していること。
- (8) 虐待やDVのおそれがあること。
- (9) 育児休業取得時に、既に保育所等を利用している児童がいて、継続利用が必要な事由があること（注3）。
- (10) その他、上記に類すると市長が認める状態にあること。

※ 単に「集団教育に慣れさせるため」「社会生活を身に付けさせるため」、「友達がいないから」、「遊ぶ場所がないから」というような理由だけでは入所できません。

※ 入所を希望する児童に心身の障がいがあると思われる場合は、受け入れ体制等を考慮する必要があります。申込みの時に必ずお申し出ください。

上記「保育所等へ入所申込みができる要件」により申込みされても、次のような場合には入所できないことがあります。あらかじめご承知ください。

- (1) 申込内容に虚偽があった場合。
- (2) 希望者が多数いるため、定員や保育士数等に余裕が無い場合。
(第2希望、第3希望の保育所等に入所決定する場合があります。)
- (3) 保育所等へ入所できる要件の該当理由により、保育の実施期間の希望に添えない場合。

(注1) 育児休業からの復職をお考えの方

仕事復帰日より利用を開始できる期間が異なっており、仕事復帰日の15日前の日が含まれる月からの利用が可能です。育児休業中の方は前記の期間を除き、新規での受付は行っておりません。

※利用が可能な期間と、受付ができる期間は異なります。受付期間は1ページをご確認ください。

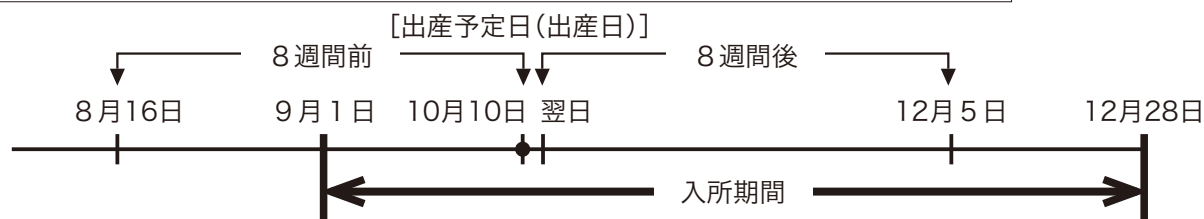
例) 5月23日(休)に仕事復帰する場合、4月入所申込みが可能です。



(注2) 妊娠・出産の認定について

妊娠・出産での入所は、出産前は出産予定日から8週間前の期間中の1日を含む月から、出産後は出産日の翌日から8週間後の日が含まれる月の末日までの期間限定の入所となります。

例) 10月10日が出産(予定)日の場合、9月1日から12月28日まで入所可能です。



- 就労等その他の理由による認定を受けているときであっても、保護者が妊娠・出産した場合、上記期間中は、妊娠・出産の認定となります。
- 妊娠・出産認定終了後も継続して保育が必要な場合は、13ページ記載の保育必要性認定の変更申請が必要です。妊娠・出産認定終了月末日までに、教育・保育認定変更申請書及び保育必要性認定書類を提出してください。
- 入所申込児童の世帯に、妊娠・出産認定の終了により退所した子がいる場合は、入所申込時に妊娠・出産認定終了により退所した旨をお伝えください。

(注3) 育児休業中の継続利用について

阿南市においては、育児休業中をもって保育が必要な要件と認めていませんが、次の④項目を全て満たす場合は、出産認定終了後も育児休業に係る子どもが1歳の誕生日を含む月末まで、現在の施設を利用することができます。※1

また、育児休業に係る子どもが1歳になる年度において、継続入所中の子どもが5

歳児以上である場合は、継続して保育を利用することができます。

- ① 保護者が育児休業を取得し、育児休業中も就労先と雇用契約が継続しており、育児休業終了後、復職が決まっていること。
- ② 小学校を控えているなど、児童の発達上環境変化に留意する必要があること。
- ③ 保護者の出産日の2か月より前から現在の施設を継続して利用していること。
- ④ 出産認定終了後も引き続き現在の施設を利用すること。※2

※1 育児休業に係る子どもが1歳の誕生日において、保育所への入所申請をしているにもかかわらず、入所できない場合は、6カ月の育児休業延長により、最長2歳の誕生日を含む月末まで、継続入所中の子どもは、保育を継続利用できる。

また、育児休業に係る子どもの入所申込をする場合は、第1希望から第3希望まで記入することを要す。

※2 年齢到達により卒園する場合を除く。

保育の必要性の認定について

1 支給認定について

保育所等での保育を希望される場合、保育の利用の必要性の認定を受けていただきます。

保育の利用の必要性の認定は、保護者のみなさん方から申請していただくこととなりますが、阿南市では、保育の必要性の認定書類と保育所等入所申込書を1つにまとめていますので、別に申請していただく必要はありません。

申請に基づき、市が3つの認定区分により、審査・認定を行い、支給認定決定通知書を発行します。支給認定決定通知書の交付時期は、新年度の入所に向けた申請が集中することが見込まれるため、令和6年2月下旬から3月中旬を予定しています。

認定区分	対象児童	利用可能施設
1号認定	満3歳（※）以上で幼稚園等での教育を希望 （※公立認定こども園短時部は4歳児から）	幼稚園、認定こども園短時部
2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病等の事由により、 保育所等での保育を希望	保育所（園）、認定こども園
3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病等の事由により、 保育所等での保育を希望	保育所（園）、小規模保育事業所、 認定こども園

阿南市では原則、支給認定決定通知書により認定内容を通知するため、支給認定証の交付は行いません。

支給認定証の交付を希望される場合は、「支給認定証交付申請書」により申請してください。

2 保育必要量（2号認定、3号認定）

2号認定、3号認定を受ける方は、保育の必要量によって保育標準時間か保育短時間のいずれかの利用区分になります。

保育の必要量	利用時間	認定要件
保育標準時間	最大11時間	就労（介護、看護、就学）時間が月 120 時間以上、 妊娠・出産、疾病・障がいなど
保育短時間	最大 8 時間	就労（介護、看護、就学）時間が月 48 時間以上 120 時間未満、 求職活動中、育児休業取得時の継続利用

※保育短時間に該当するときでも、勤務等の開始時間又は終了時間により保育標準時間の利用が可能になる場合があります。

	保育標準時間(最長 11 時間)		延長保育 A
	← 通常の保育料に含まれる範囲 →		← 延長保育料 (別途必要) →
	8:30	16:30	
延長保育 B	保育短時間(最長 8 時間)		延長保育 C
	← 通常の保育料に含まれる範囲 →		← 延長保育料 (別途必要) →
← 延長保育料 (別途必要) →			← 延長保育料 (別途必要) →

※ 延長保育料について

(1) 公立保育所・公立認定こども園

- ・登録料（延長保育Aのみ）1,000円 1年度に1回のみ徴収
- ・延長保育料（延長保育A、B、C） 1日200円

ただし、延長保育Aについては延長保育事業を実施している施設のみで利用できます。
11ページをご覧ください。

【延長保育 A 実施施設】宝田こどもセンター、橘こどもセンター

(2) 私立保育園、私立認定こども園、私立小規模保育事業所

施設ごとに時間帯、料金が異なります。入園を希望する施設にお問い合わせください。



入所申込みに必要なもの



申込締切日時点において提出されている書類をもとに利用調整します。

必要な書類が提出できていないときは、入所の承諾をできない場合があります。

1 保育所等入所申込書（兼子どものための教育保育給付認定申請書兼現況届）

申込児童1人につき1枚（配布場所:保育所等、こども課）

2 児童票 I

申込児童1人につき1枚（配布場所:保育所等、こども課）

3 保育必要性認定書類

児童の父母それぞれについて、保育必要理由に応じた書類が必要です。保護者が父母以外の場合も同様に書類の添付が必要です。

1号認定を希望する場合、保育必要性認定書類の添付は不要です。

証明書類	常勤・パート	内職	自営	出産	病気	病気等の看病	心身の障がい	求職中	備考
就労証明書 (内定証明書)	○	○	○						雇用形態（有期、無期）、雇用期間、有期雇用更新の有無、就労時間等の記入があるもの。
成果物納品書・収入金額の分かるもの		※	※						業務に従事していることや、収入が発生していることが確認できるもの。
母子手帳のコピー				○					母の氏名と出産予定日の記入があるページのコピー。
疾病・介護・看護状況証明書					○	○			介護・看護の場合は、介護・看護状況申告書（追加書類）が必要。
身体障害者手帳等交付を受けている手帳のコピー							○		氏名と障害種別・等級が確認できる部分のコピー。
求職活動状況申告書								○	入所後、90日以内に就労してください。

※前年度以前より自営業に従事されている場合、納品書・収入書等が不要となる場合がありますのでご相談ください。

※自営業に従事していても、給与が発生していない場合認定を行うことができません。

- 上記以外にも保育の必要性の認定のため必要書類の提出をお願いする場合があります。
- 求職中の場合は、勤務先が内定後、速やかに就労証明書を提出してください。
- 年度途中で出産の予定がある方は、事前にご相談ください。
- 阿南市内の認可保育所等(14～15ページの施設)で、就労中又は就労予定の方は、入所申込時にお申し出ください。

4 副食費免除判定のための書類

申請児童の世帯状況に応じて次の書類が必要です。

入所後に提出いただく書類もあります。

必要な書類	児童の状況	注 記
戸 籍 謄 本	ひとり親世帯の場合	児童扶養手当の認定を受けているときは省略できる場合があります。

5 個人番号確認書類、本人確認書類、委任状（申込みのときに持ってきてください。）

(1) 保護者本人が申込みに来るとき

- ① 保護者本人の個人番号及び本人確認ができる書類が必要です。
- ② 保護者以外の世帯員の番号は、誤りのないよう事前にご記入をお願いします。

(2) 代理人（保護者氏名欄に記入された人以外）が申込みに来るとき

例：保護者氏名欄が児童の父で、申込みに来られる方が母、祖父母、知人の場合など。

- ① 委任状が必要です。
- ② 代理人の方は、代理人自身の本人確認ができる書類が必要です。
- ③ 保護者の個人番号が確認できる書類を持ってきてください。

※ 代理人が申込みに来るときのみ、保護者の個人番号が確認できる書類はコピーでも大丈夫です。個人番号カード、通知カードの場合は、カードの両面をコピーしたものを持ってきてください。

◆個人番号が確認できる書類（いずれか1つ）

- ・ 個人番号カード
- ・ 個人番号入りの住民票
- ・ 通知カード（※最新の住所、氏名が記載されているもの）

◆本人確認ができる書類

- ① 写真表示のあるもの（いずれか1つ）
個人番号カード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、住民基本台帳カードなど
- ② 写真表示のないもの（いずれかのうち2つ必要）
年金手帳、児童扶養手当証書、医療費受給者証など

◆次の書類では確認できません。

キャッシュカード、クレジットカード、お店等の会員証、ポイントカード、タスポなど

※ 通知カードについて

法律の改正により、通知カードは令和2年5月25日に廃止されました。

廃止後は、お持ちのカードに最新の住所、氏名が記載されている場合に限り、引き続き個人番号を証明する書類として使えます。

届け出いただいた個人番号は、子ども・子育て支援法による「子どものための教育・保育給付の支給に関する事務」にのみ利用し、それ以外の目的には利用しません。



保育料の負担軽減について



(1) 3～5歳児及び市区町村民税非課税世帯の0～2歳児の保育料について

幼児教育・保育無償化により、保育料は無料となります。

(2) 0～2歳児の保育料について

阿南市の単独事業により、保育料は無料となります。

(3) 延長保育料及び実費徴収について

市が定めた保育料以外に、延長保育料やその他の実費徴収などがあります。施設ごとに異なりますので各施設にお問い合わせください。



副食費について



(1) 3～5歳児について

幼児教育・保育無償化により保育料は無償となりますが、副食費（給食のおかず、おやつ、牛乳代など）は、一部免除対象者を除き徴収対象となっています。

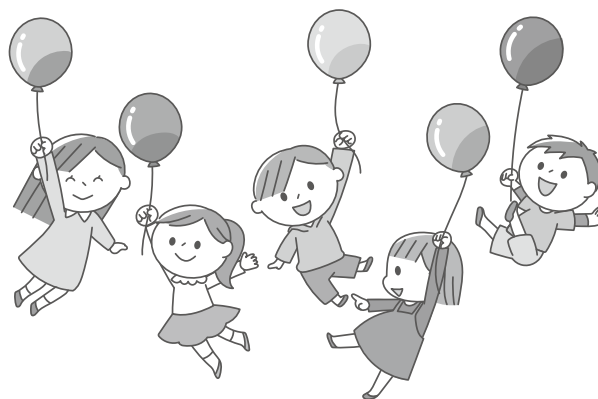
しかしながら、阿南市では無償化の対象とならない方についても独自の補助金を整備し、国の施策である利用料の無償化に上乘せする形で、副食費についても補助することとしています（私立利用者は要申請）。

【対 象】阿南市に住所を有する保護者

【補助上限】月額 4,700 円

(2) 0～2歳児について

これまでどおり保育料に含まれる取扱いとなります。





保育所等入所申込書の記入上の注意



- (1) 保育所等入所申込書は、黒ボールペンで記入してください。(消せるペンは不可)
- (2) 記入内容を訂正される場合は、訂正箇所に二重線をひいて書き直してください。修正テープ等は使わないようお願いいたします。
- (3) 申込書は、入所を希望する児童につき1枚使用してください。重複申込み(申込書を2か所以上の保育所等に提出する)はできません。ただし、幼稚園については併願できます。
- (4) 「児童の世帯員」の欄は、同居者全員を記入してください。児童の父母兄弟姉妹は別居の場合でも記入してください。
- (5) 「保育の利用を必要とする理由」の欄は、入所申込みができる要件(2ページ)の欄をよく読み児童の保育を必要とする理由に○をつけてください。
- (6) 入所児童の年齢は次の表により記入してください。

5歳	平成30年4月2日生～平成31年4月1日生
4歳	平成31年4月2日生～令和2年4月1日生
3歳	令和2年4月2日生～令和3年4月1日生
2歳	令和3年4月2日生～令和4年4月1日生
1歳	令和4年4月2日生～令和5年4月1日生
0歳	令和5年4月2日生～

※生後6か月になる月から入所可能

はのうら幼稚園は生後11か月になる月から入所可能

※その他の世帯員についても令和6年4月1日現在の年齢で記入してください。

記入例

様式第2号(第4条、第7条関係)

令和6年度
1 歳児

保育所等入所申込書 (兼子どものための教育・保育給付認定申請書兼現況届)

市受付印

阿南市長 殿 次のとおり、子ども・子育て支援法第20条第1項及び第22条に基づく、教育・保育給付の認定の申請及び現況の届出をします。なお、阿南市が入所申込児童の教育・保育給付認定に必要な市民税の情報(同一世帯を含む)及び世帯情報を閲覧・調査すること、また、その情報に基づき決定した保育料(利用者負担額)についても施設等に対して提示することに同意します。

阿南市福祉事務所長 殿 次のとおり、保育所等への入所申込みをします。(申込日) 令和5年 12月 1日

保護者	フリガナ	アナン イチロウ		連絡先	①	090-1111-2222	父・母・自宅
	氏名	阿南 一郎			②	090-2222-3333	父・母・自宅
	住所	〒774-8501 阿南市 富岡町トノ町 12番地 3			③	0884-22-1111	父・母・自宅
(入所希望日現在)							
申請児童	フリガナ	アナン タロウ		保護者との続柄	生年月日	令和6年4月1日現在	
	氏名	阿南 太郎		子	令和4年 4月 2日	1 歳	
性別	男・女		個人番号(マイナンバー)	1111 2222 3333			
申込時に入所中の場合	なし 保育所(園)・こどもセンター						

同世帯に妊娠・出産認定終了により、退所した子がいる場合は、お申し出ください。

9ページ参照

申込時に保育所等に入所していない場合は、「なし」を記入してください。

書き間違えの修正は、二重線をひき書き直してください。

7ページ参照
※児童の世帯状況に応じて添付書類が必要な場合があります。

①世帯の状況(申請児童を除く、同居者全員記入。ただし、児童の父母兄弟姉妹は別居の場合でも記入。)

児童の世帯員	フリガナ 氏名	児童との続柄	性別	生年月日	年齢、勤務先、学校、保育所等		同居別居	個人番号 (マイナンバー)
					令和6年4月1日現在			
1	アナン イチロウ 阿南 一郎	父	男・女	昭和 61年8月12日	37歳	〇〇建設(株)	同居 別居	2222 3333 4444
2	ハナコ 花子	母	男・女	昭和 63年7月31日	35歳	△△スーパー本店	同居 別居	3333 4444 5555
3	アイコ 愛子	姉	男・女	平成 25年5月6日	10歳	4月～富岡小学校5年生	同居 別居	4444 5555 6666 4444 5555 5555
4	タカシ 隆	兄	男・女	平成 30年9月14日	5歳	4月～富岡保育所5歳児	同居 別居	5555 6666 7777
5	カズオ 一夫	祖父	男・女	昭和 29年5月5日	69歳	農業(米)	同居 別居	6666 7777 8888
6	ヨウコ 洋子	祖母	男・女	昭和 28年6月21日	70歳	□□病院入院中	同居 別居	7777 8888 9999
家庭の状況	ひとり親家庭			左記以外	生活保護の適用の有無		有	無
障害者手帳交付の有無	有			無	療育手帳交付の有無		有	無
特別児童扶養手当受給の有無	有			無	障害基礎年金等受給の有無		有	無
令和5年1月1日の住所	父	阿南市内・阿南市外()						
	母	阿南市内・阿南市外()						
令和6年1月1日の住所	父	阿南市内・阿南市外(徳島市 万代町 1-1 第5トクシマアパート201号室)						
	母	阿南市内・阿南市外()						

②教育・保育給付認定及び保育の実施を希望する内容

希望期間	令和6年 4月 1日 から <input checked="" type="checkbox"/> 小学校就学前まで <input type="checkbox"/> 年 月 日 まで
希望施設名	第1希望 富岡 考 (保育所(園)・こどもセンター (理由 家から近いため送迎に便利)) 第2希望 津乃峰 (保育所(園)・こどもセンター (理由 母の勤め先に近い)) 第3希望 橘 保育所(園) (こどもセンター (理由 母の実家に近い))
希望認定区分	<input type="checkbox"/> 1号認定 <input type="checkbox"/> 2号認定 <input type="checkbox"/> 3号認定
希望保育必要量区分	<input checked="" type="checkbox"/> 保育標準時間 <input type="checkbox"/> 保育短時間 ※保育短時間に該当する方が保育標準時間を希望することはできません。

5ページ参照

③保育の利用を必要とする理由(下の表の中から保護者の保育の利用を必要とする理由に○をつけてください。)

理由分類	父	母	理由分類	父	母
1-1. 就労(120時間以上/月)	○	○	5. 災害復旧		
1-2. 就労(120時間未満/月)			6. 求職中		
2. 産前産後			7. 就学中		
3. 疾病、障がい			8. D V 等		
4. 介護・看護			9. その他()		

市記載欄	1.申請者 <input type="checkbox"/> 保護者本人 <input type="checkbox"/> 代理人(氏名) ※委任状必要 2.本人確認 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他() 3.番号確認 <input type="checkbox"/> 通知カード <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 住民票	確認者の印
------	--	-------



入所承諾について



4月からの入所の承諾については、3月中旬までに保育所等を経由してご家庭へ通知します。
 年度途中の入所の承諾については、入所を希望する月の前月下旬に保育所等を経由して通知します。

入所承諾書を受け取った方は、各保育所等で入所説明を受けていただきますが、次のことについて、あらかじめご承知おきください。

1 公立認定こども園短時部の保育時間（1号認定）

月曜日～金曜日 8時30分～14時00分

2 公立保育所等の保育時間（2号認定、3号認定）

曜日	保育時間の上限	
月～金	保育標準時間	7時30分 ～ 18時00分
	保育短時間	8時30分 ～ 16時30分

曜日	実施施設	保育時間の上限	
土曜日	今津こどもセンター 平島こどもセンター	保育標準時間※	7時30分 ～ 18時00分
		保育短時間	8時30分 ～ 16時30分
	羽ノ浦くるみ保育所 岩脇こどもセンター	保育標準時間※	7時30分 ～ 17時30分
		保育短時間	8時30分 ～ 16時30分
	上記以外の公立の保育所等	保育標準時間※	7時30分 ～ 12時15分
		保育短時間	8時30分 ～ 12時15分

※ 保育標準時間認定で、7時30分から8時30分までの間及び17時15分から18時00分までの間の保育を希望する場合には、事前に保育所等にご相談ください。

【延長保育について】

①保育標準時間を超えて利用する場合

曜日	実施施設	延長保育時間	延長保育料
月～金	宝田こどもセンター 橘こどもセンター	18時00分 ～ 19時00分	年度登録料 1,000円 延長保育料 1日200円

②保育短時間認定の児童が、8時間を超えて利用する場合

保育短時間8時30分から16時30分までの8時間を超えて保育所等を利用する場合は、別途延長保育料（1日200円）が必要です。

3 私立の保育園の保育時間、延長保育

公立保育所等に準じますが、保育時間及び延長保育の実施状況は各保育園により異なります。入園を希望する施設にお問い合わせください。

4 入所当初のならし保育

保育所等に通り始める児童は、保護者と離れて過ごすことや集団生活にとまどいや不安を持つことがあります。そのため、児童が保育所等での生活に無理なく慣れることを目的として行う保育がならし保育です。0～2歳児は4週間、3歳児以上では3週間を基本のスケジュールとしており、最初は1～2時間の保育から始め、給食、昼寝の実施へと徐々に時間を延ばしていきます。しかし、児童によって慣れ具合も違うので、個々の状態に合わせて、保育所と家庭とで相談しながら進めていきます。

なお、勤務等の関係などで短い時間の保育が不都合な場合には、各保育所等にご相談ください。

5 休所（園）日

1号認定（短時部）	日曜日、土曜日、祝日、振替休日 学年始休業日（4月1日～4月7日） 夏季休業日（7月21日～8月31日） 秋季休業日（10月第2月曜日の直前の金曜日から4日間） 冬季休業日（12月24日～翌年1月6日） 学年末休業日（3月25日～3月31日）
2号認定、3号認定	日曜日、祝日、振替休日、年末年始（12月29日～1月3日）

6 世帯状況の変更について

入所申込後、児童の世帯状況など申請時の状況から変更があった場合は、届出が必要です。なお、次のもの以外にも必要に応じて書類を追加提出していただく場合があります。

世帯状況の変更		提出が必要な書類
住所変更	父母のうちいずれか一方が住所変更	教育・保育給付認定に係る届出事項変更届
	保護者と児童が市外へ引っ越し	保育実施解除届出書
氏名変更		教育・保育給付認定に係る届出事項変更届
家族構成の変更	保護者の婚姻（事実婚を含みます）	教育・保育給付認定に係る届出事項変更届 結婚した相手の <ul style="list-style-type: none"> ○ 「就労証明書」等 ○ 個人番号 ○ R5年1月1日・R6年1月1日の住所
	保護者の離婚	教育・保育給付認定に係る届出事項変更届 戸籍謄本（離婚成立後のもの）
	入所児童の兄姉が保護者の扶養から外れた	教育・保育給付認定に係る届出事項変更届
	入所児童の兄姉が幼稚園等を退園した	教育・保育給付認定に係る届出事項変更届

7 保育必要性認定理由の変更について（2号認定、3号認定）

入所申込後、保護者の就労状況など申請時の状況から変更があった場合は、届出が必要です。なお、次のもの以外にも必要に応じて書類を追加提出していただく場合があります。

保育必要性認定理由の変更		提出が必要な書類
就労状況の変更、就労開始 ※ 勤務先、勤務日数・時間などの変更		教育・保育給付認定変更申請書／就労証明書
育休明けで復職する		教育・保育給付認定変更申請書／就労証明書（証明日が復職日以降のもの）
疾病・障がい	病気になった	教育・保育給付認定変更申請書／疾病・介護・看護状況申告書（支給認定申請添付書類）
	障害者手帳等の交付	教育・保育給付認定変更申請書／交付を受けた手帳等のコピー
介護・看護をする		教育・保育給付認定変更申請書／疾病・介護・看護状況申告書（支給認定申請添付書類）／介護・看護状況申告書（追加書類） ※ 住民票、戸籍証明書を追加提出していただく場合があります。
妊娠		教育・保育給付認定変更申請書／母子手帳のコピー（表紙と出産予定日が確認できる部分）
出産		教育・保育給付認定変更申請書 母子手帳のコピー（表紙と出産日が確認できる部分）
求職活動（起業準備）をする		教育・保育給付認定変更申請書／求職活動状況申告書
保護者が就学する		教育・保育給付認定変更申請書 在学証明書（在学期間、受講時間帯の記載が無い場合はカリキュラムを添付）
育児休業を取得する		教育・保育給付認定変更申請書／就労証明書／育児休業に係る保育所等の継続利用申立書

8 保育所等の転所（園）

年度途中の転所（園）は、相当の理由が無い限り認められません。

転所（園）を希望する場合、当初入所を申請する際に転所（園）したい施設へ新規申請してください。なお、希望する施設へ入所できなかった場合、現在利用中の施設を引き続き利用できなくなる場合がありますのでご注意ください。

9 保育所等の退所（園）

退所（園）する場合は、退所（園）する日の10日前までに「保育実施解除届出書」を入所中の保育所等へ提出してください。届出書は、各保育所等にあります。

また、保育の必要性の認定期間中に認定要件に該当しなくなった場合、里帰り出産及び疾病などで長期（概ね1か月）にわたり通所（園）しない場合は、認定失効及び保育の実施を解除することがあります。

10 土曜日の保育についてのお願い

労働基準法により、1週間の就労時間が40時間以下とされています。そのため市内の全保育所等においては、保育に支障を来さないよう十分配慮しながら、土曜日は職員が交替で休む勤務体制を行っています。

保護者の皆様におかれましては、既に土曜休日を実施されている職場に父母のどちらかが勤務されているか、保護者に代わる大人が家庭にいる等、土曜日に家庭で保育ができるご家庭につきましては、お子さんとのふれあいをより一層深めるためにもご家庭での保育についてご協力をお願いいたします。



令和6年度 保育所(園)・認定こども園・小規模保育事業所一覧表



公立保育所

公立保育所・公立認定こども園の保育時間については11ページに説明しています。

保育所名	区分	定員 (人)	所在地	電話・FAX番号	入所児童年齢	特別保育事業実施予定
富岡	岡	106	富岡町トノ町96番地1	22-0136	1~5歳児	
寿		30	富岡町寿通108番地	22-7734	0~2歳児	
本庄	庄	30	長生町平久保60番地	22-7744	0~2歳児	
長生	生	60	長生町五反地18番地	22-7335	3~5歳児	
大野	野	45	下大野町小野74番地1	23-1107	0~3歳児	
明星	星	84	上中町中原353番地2	22-0784	0~5歳児	
中野島	野島	40	柳島町八剣74番地	22-5546	0~5歳児	
横見	見	40	横見町長岡東50番地1	22-6701	0~3歳児	
見能方	能方	45	見能林町東野12番地2	22-0089	1~3歳児	
津乃峰	乃峰	90	津乃峰町長浜387番地	27-0260	1~5歳児	
桑野	野	90	桑野町中野202番地	26-0102	1~5歳児	
※山口	口	40	山口町末広12番地1	26-0353	2~5歳児	
福井	井	56	福井町高田117番地3	34-2153	0~5歳児	
※椿	椿	40	椿町高岸64番地1	33-1049	2~5歳児	
羽ノ浦くるみ	ノ浦くるみ	98	羽ノ浦町中庄なかれ24番地1	44-2178	1~5歳児	

※ 山口及び椿保育所については、令和6年度の申込状況等により、令和7年度以降の休所を含めた施設運営を検討します。

公立認定こども園

保育園名	区分	定員 (人)	所在地	電話・FAX番号	入所児童年齢	特別保育事業実施予定
宝田こどもセンター		100	宝田町久保田97番地1	22-8099	1~5歳児	延長保育事業(18:00~19:00) 地域子育て支援センター事業
橘こどもセンター		90	橘町久保38番地3	26-8800 FAX28-0567	0~5歳児	延長保育事業(18:00~19:00) 地域子育て支援センター事業
新野こどもセンター		79	新野町片山54番地	36-2241	0~5歳児	地域子育て支援センター事業
今津こどもセンター		120	那賀川町今津浦喜来65番地1	42-0720 FAX42-0730	0~5歳児	地域子育て支援センター事業
平島こどもセンター		270	那賀川町荻屋370番地5	21-2002 FAX42-3500	0~5歳児	地域子育て支援センター事業
岩脇こどもセンター		150	羽ノ浦町岩脇神代地85番地1	44-2278 FAX44-2267	0~5歳児	地域子育て支援センター事業

私立保育園

保育園名	区分	定員 (人)	所在地	電話・FAX番号	入所児童年齢	特別保育事業実施予定	保育時間(延長含む)
阿南		110	宝田町今市金剛寺35番地1	22-9558 FAX22-9641	0~5歳児	延長保育事業 地域子育て支援センター事業 一時預かり事業	(平)7:00 ~ 19:00 (土)7:00 ~ 19:00
お山		70	学原町深田55番地1	23-2001 FAX28-6868	0~5歳児	延長保育事業 ともだち広場開催事業	(平)7:00 ~ 19:00 (土)8:00 ~ 12:30
阿南 ひまわり		80	見能林町堤ノ内5番地1	23-1007 FAX23-1035	0~5歳児	延長保育事業 一時預かり事業	(平)7:00 ~ 19:00 (土)8:00 ~ 17:00
あけぼの		50	住吉町北久保56番地	23-1163 FAX23-1163	0~5歳児	延長保育事業	(平)7:00 ~ 19:00 (土)7:00 ~ 17:00
あざみ		30	羽ノ浦町宮倉羽ノ浦居内48番地1	44-2838 FAX44-2838	0~3歳児	延長保育事業	(平)7:00 ~ 18:30 (土)7:30 ~ 18:00
なかがわ		80	那賀川町原261番地	42-1003 FAX42-1043	0~5歳児	延長保育事業 一時預かり事業	(平)7:00 ~ 19:00 (土)8:00 ~ 17:00

私立認定こども園

保育園名	区分	定員 (人)	所在地	電話・FAX番号	入所児童年齢	特別保育事業実施予定	保育時間(延長含む)
はのうら 幼稚園		30	羽ノ浦町宮倉太田40番地3	44-5563 FAX44-1110	0~5歳児	地域子育て支援センター事業	(平)7:30 ~ 18:00
エクレント 羽ノ浦こども園		150	羽ノ浦町中庄やたけ1番地1	24-8351	0~5歳児	延長保育事業 地域子育て支援センター事業 一時預かり事業	(平)7:30 ~ 19:30 (土)7:30 ~ 19:30

私立小規模保育事業所

保育園名	区分	定員 (人)	所在地	電話・FAX番号	入所児童年齢	特別保育事業実施予定	保育時間(延長含む)
SunnySide 保育園		19	富岡町第住町504番地	45-0440	0~2歳児	延長保育事業	(平)7:30 ~ 18:30 (土)8:00 ~ 17:00
阿南5star インターナショナル 保育園		19	宝田町川原15番地5	45-0042 FAX45-0467	0~2歳児	延長保育事業	(平)7:30 ~ 19:00 (土)7:30 ~ 18:30
S K Y 保育園		19	羽ノ浦町古庄古野神48番地1	28-6030	0~2歳児	延長保育事業	(平)7:30 ~ 18:30 (土)8:00 ~ 17:00

- ※ 施設の見学を希望する場合、施設へ直接お問い合わせください。
- ※ 入所児童の年齢については9ページをご確認ください。
- ※ お山保育園を希望される場合、事前に見学をお願いします。
- ※ はのうら幼稚園の3~5歳児クラスは幼稚園区分となりますので、入園希望の際は施設へお問い合わせください。

特別保育事業

多様化する保育需要に積極的に対応するため、保育所等が地域の育児センター的役割を担うよう、各種の特別保育事業を実施しています。14～15ページの一覧表は、令和6年度に予定されている事業内容です（事業の実施については、一部変更されることがあります）。

・地域活動事業

保育所等をとおして地域の福祉活動の推進を図るため、高齢者や保護者、児童との交流活動、乳幼児を育てる保護者に対しての育児講座などを開催する事業です。

・一時預かり事業

保育所等に入所していない児童の保護者が、疾病や仕事上の都合等で一時的にその児童の保育ができなくなったとき、保育園において保育を実施する事業です。

【利用申込先】各実施施設

・地域子育て支援センター事業・ともだち広場開催事業

地域の子育て組織活動への支援や育児相談、施設の開放などを実施し、保育所等が育児センターとしての活動を推進する事業です。

認定こども園

認定こども園とは、保護者が働いている、いないにかかわらず、小学校に就学する前の子どもの教育・保育を一体的に行う施設です。また、地域の子育て家庭を支援するため育児相談等の事業を行います。

◎ 基本保育時間 8時30分～14時00分

◎ 休業日 日、土、祝日、振替休日、年末年始、夏・秋・冬・春の長期休業期間

類型	実施施設	制度概要
保育所型	宝田こどもセンター 新野こどもセンター 今津こどもセンター 平島こどもセンター 岩脇こどもセンター	いままでの保育所制度を維持しつつ、4・5歳児クラスに短い時間（基本保育時間8時30分～14時00分）の枠を設定することで、認定こども園として認定された施設です。
幼保連携型	橘こどもセンター エクセレント羽ノ浦こども園	保育所と幼稚園の機能や特徴をあわせ持つ単一の施設として認定された施設です。 4・5歳児クラスに短い時間（基本保育時間8時30分～14時00分）を設定しています。

小規模保育事業

小規模保育事業とは、0～2歳児を対象とした定員が6人以上19人以下の少人数で保育を行う事業です。地域の実情に応じた多様な保育を提供し、心身ともに健やかな児童を育成することを目的としています。

【実施施設】 SunnySide 保育園、阿南5star インターナショナル保育園、SKY 保育園



広域入所について



1 阿南市に住民票のある方が、阿南市外の保育施設の利用を希望される場合

次のことについて、事前に希望の保育施設がある市区町村に御確認ください。

- ① 市外在住者の入所申込みを受け付けているかどうか
- ② 希望保育施設の空き状況
- ③ 希望の保育施設がある市区町村の申込受付期間
- ④ その他、必要書類や入所申込みに関する注意事項

申込書類の提出先	阿南市こども課
申込締切日	希望の保育施設がある市区町村が指定する締切日の1週間から10日前まで
入所申込書類	阿南市の様式をご利用ください。

2 阿南市へ転入予定の方が、阿南市内の保育施設の利用を申し込む場合

阿南市に住民票のある方と同様に1～10ページのとおりお申し込みください。

なお、利用希望月1日において阿南市に住民票があることが条件となります。

3 広域入所利用児童（阿南市外より阿南市の保育所等を利用している児童）の保育料について

保育料の決定等を行うのはお住いの自治体になります。保育料の金額、納付方法等についてのお問い合わせは直接お住いの自治体をお願いします。

4 阿南市外に住民票のある方が、阿南市内の保育施設の利用を申し込む場合

※ 保育所等への入所は、阿南市内に在住の方（住民票がある方）が優先となります。

【申込みができる方】

- ① 里帰り出産をする場合
- ② 保護者の勤務地が阿南市にあり、住所地の保育施設では送迎に無理が生じる場合
- ③ 阿南市内に在住の祖父母等が保護者に代わり児童の送迎を行うにあたり、住所地の保育施設では送迎に無理が生じる場合
- ④ その他、やむを得ない事情がある場合

申込書類の提出先	住民票がある市区町村の保育施設入所担当課
申込締切日	入所希望月の前月15日までに阿南市こども課へ入所申込書類が届くよう、住民票がある市区町村の保育施設入所担当課で余裕をもってお申し込みください。
入所申込書類	住民票がある市区町村の様式をご利用ください。

5 阿南市外に引っ越し（転出）予定の方が、阿南市内の保育施設の利用を希望する場合

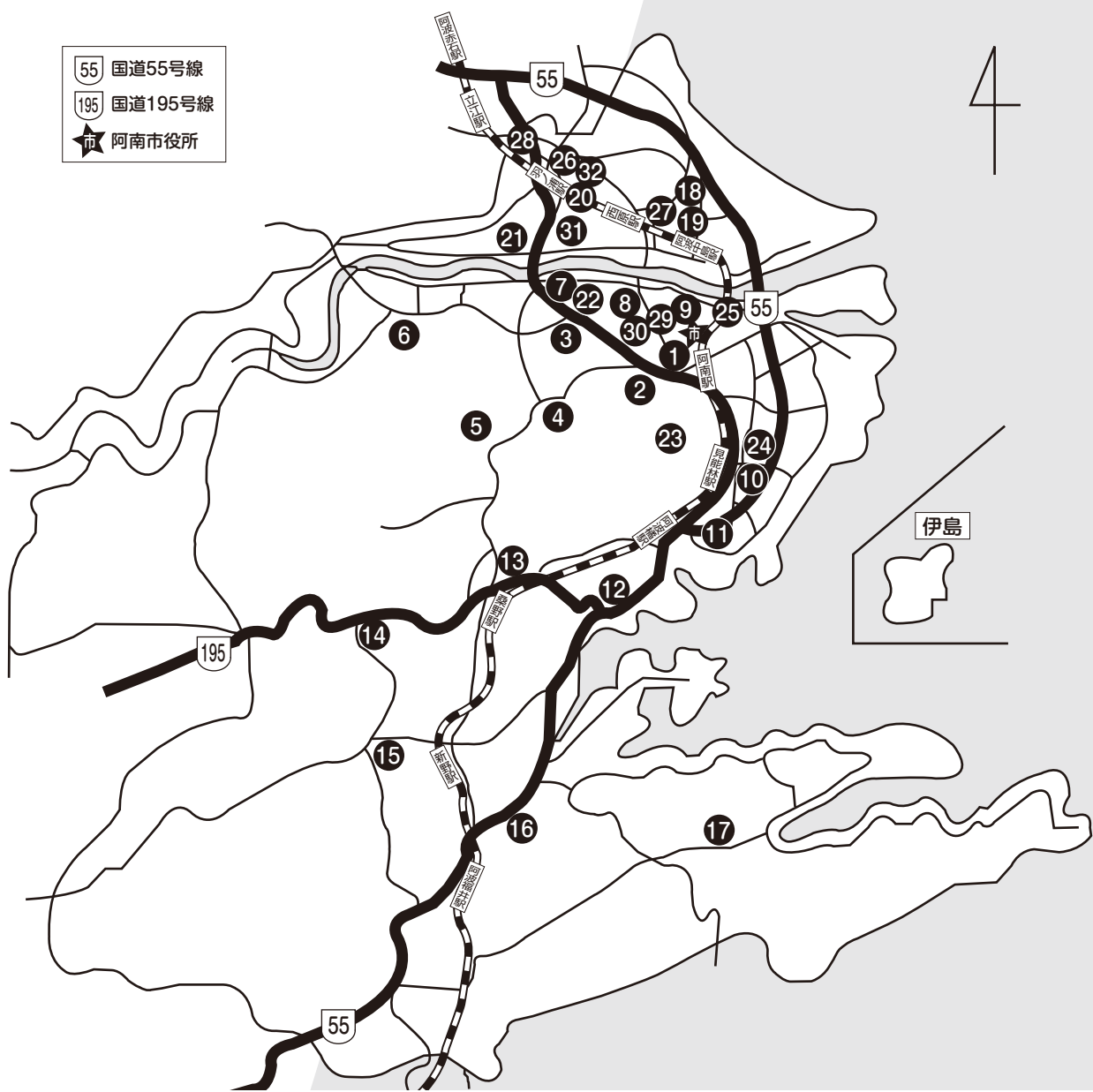
※ 保育所等への入所は、阿南市内に在住の方（住民票がある方）が優先となります。

申込書類の提出先	転出先市区町村の保育施設入所担当課
申込締切日	入所希望月の前月15日までに阿南市こども課へ入所申込書類が届くよう、転出先市区町村の保育施設入所担当課で余裕をもってお申し込みください。
入所申込書類	転出先市区町村の様式をご利用ください。

6 南阿波定住自立圏共生ビジョンによる「こども園広域入所に関する連携事業」

阿南市、那賀町、美波町、牟岐町及び海陽町では、南阿波定住自立圏共生ビジョンによる「こども園広域入所に関する連携事業」を実施しています。圏域内にあるこども園等への広域入所を希望する場合は、こども課へご相談ください。ただし、こども園等への入所は、各自治体に在住の方が優先となりますので、ご了承ください。

保育所等の所在地



①	富岡保育所	⑬	桑野保育所	⑲	あけぼの保育園
②	寿保育所	⑭	山口保育所	⑳	あざみ保育園
③	宝田こどもセンター	⑮	新野こどもセンター	㉑	なかがわ保育園
④	本庄保育所	⑯	福井保育所	㉒	認定こども園はのうら幼稚園
⑤	長生保育所	⑰	椿保育所	㉓	SunnySide 保育園
⑥	大野保育所	⑱	今津こどもセンター	㉔	阿南 5star インターナショナル保育園
⑦	明星保育所	⑳	平島こどもセンター	㉕	SKY保育園
⑧	中野島保育所	㉑	羽ノ浦くるみ保育所	㉖	エクセレント羽ノ浦こども園
⑨	横見保育所	㉒	岩脇こどもセンター		
⑩	見能方保育所	㉓	阿南保育園		
⑪	津乃峰保育所	㉔	お山保育園		
⑫	橘こどもセンター	㉕	阿南ひまわり保育園		